

JIS

エレベータ用非常止め装置

JIS A 4305 : 2016

(JEA/JSA)

平成 28 年 3 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(委員)	内山 和哉	一般社団法人住宅生産団体連合会(積水ハウス株式会社)
	嘉藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	加藤 信介	東京大学
	鎌田 崇義	東京農工大学
	橋高 義典	首都大学東京
	黒木 勝一	一般財団法人建材試験センター
	棚野 博之	国立研究開発法人建築研究所
	谷口 元	一般社団法人日本建設業連合会(株式会社竹中工務店)
	西野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	服部 幸夫	断熱・保温規格協議会
	藤田 聡	東京電機大学
	藤野 珠枝	主婦連合会(藤野アトリエ一級建築士事務所)
	古江 郁子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	堀 直志	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	本橋 健司	一般社団法人日本建築学会(芝浦工業大学)

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 28.3.25

官 報 公 示：平成 28.3.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本エレベーター協会

(〒107-0062 東京都港区南青山 5-10-2 第 2 九曜ビル TEL 03-3407-6471)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会(委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省住宅局 住宅生産課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 量記号及び単位記号	3
5 種類	3
6 性能	4
6.1 次第ぎき非常止め装置の場合	4
6.2 上下2段方式の非常止め装置の場合	4
6.3 早ぎき非常止め装置の場合	4
6.4 スラックロープ式非常止め装置の場合	4
7 構造	5
7.1 次第ぎき非常止め装置の場合	5
7.2 上下2段方式の非常止め装置の場合	6
7.3 早ぎき非常止め装置の場合	6
7.4 スラックロープ式非常止め装置の場合	7
8 試験方法	9
8.1 測定機器の精度	9
8.2 次第ぎき非常止め装置の場合	9
8.3 上下2段方式の非常止め装置の場合	12
8.4 早ぎき非常止め装置の場合	12
8.5 スラックロープ式非常止め装置の場合	15
9 検査	16
9.1 検査方法	16
9.2 検査成績書	16
10 表示	18
解 説	19

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本エレベーター協会（JEA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

エレベータ用非常止め装置

Safety gear for elevators

1 適用範囲

この規格は、トラクション式エレベータ、巻胴式エレベータ及び油圧式エレベータに設置する非常止め装置の安全条件について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7507 ノギス

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS B 7516 金属製直尺

JIS B 7522 繊維製巻尺

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

非常止め装置 (safety gear)

かご、釣合おもり又はバランスウェイトに設置され、かご、釣合おもり又はバランスウェイトの速度が異常に増大したときに、ガイドレールをつかみ、かご、釣合おもり又はバランスウェイトを制止させる機械装置。

3.2

(非常止め装置の) 台座 (safety gear block)

制動力を与える機構部品（制動子など）を内側に設けるための枠部材。

3.3

(非常止め装置の) 制動子 (safety gear gripping parts)

ガイドレールと接触し、制動する部品。

3.4

(非常止め装置の) 適用速度 (maximum permissible speed)

非常止め装置の要求性能を満足できる、かご、釣合おもり又はバランスウェイトの下降速度の最大値。非常止め装置の作動時点での速度を指し示す。一般的に、定格速度が 45 m/min 以下の場合には 68 m/min 以下、定格速度が 45 m/min を超える場合は定格速度の 1.4 倍以下に設定する。